

3. 緑の担い手づくり — みどりの市民力による体制をつくる —

施策の方針

『緑の担い手づくり』では、市全体を対象に市民を主体とした「緑の体制」づくりをすすめていくことを目標とします。

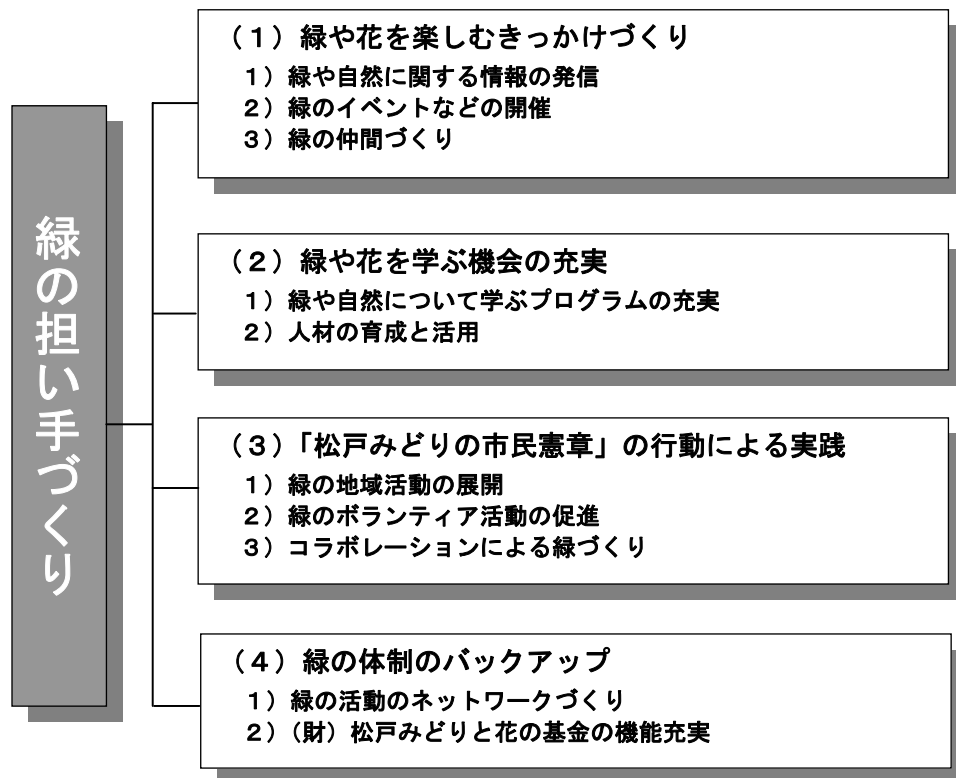
この目標を達成するためには、まず身近な自然や公園などについて子供から高齢者までの幅広い市民層の緑に対する関心を高めていくことが重要であり、そのための「関心・興味」を持っていただくためのきっかけをつくるのが大切です。次に、関心・興味をもった人々が、緑に対し知識を深めることのできる機会を増やしていくことも重要であることから、「緑や花を学ぶ機会の充実」に努めます。

さらに、緑や花を「楽しみ」、「学ぶ」ことにより「松戸みどりの市民憲章」に謳われた、

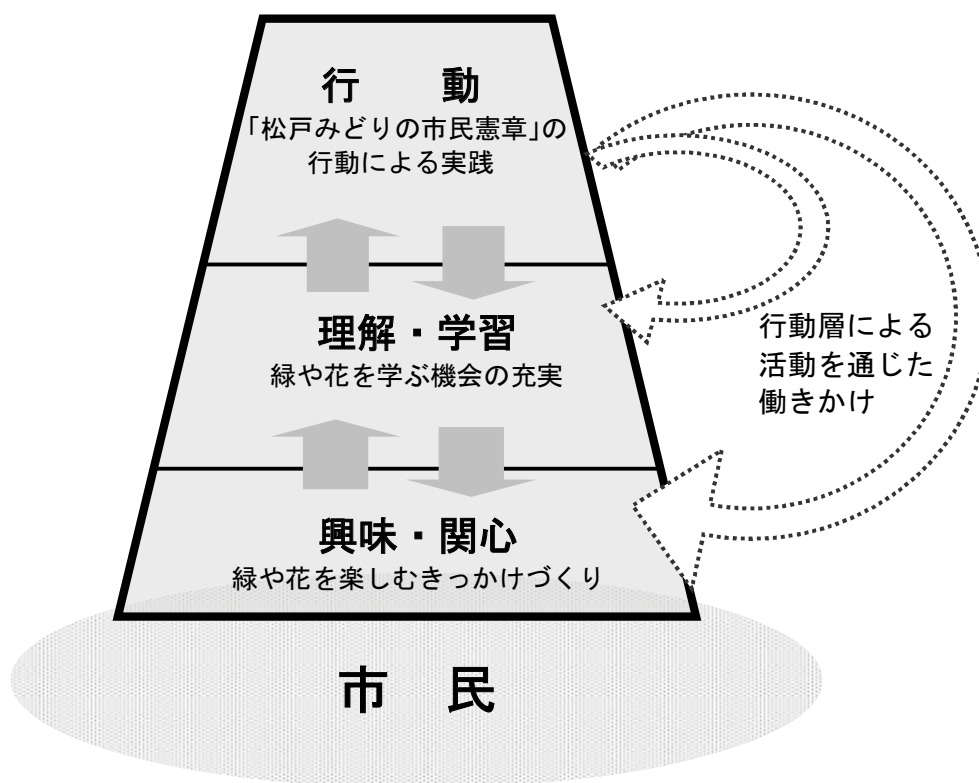
1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

を、市内の樹林地や公園で実際に市民と企業などの各主体と行政が力を合わせ行動していくこと、すなわち「みどりの市民力」の向上を目標とします。具体的な方策として、各段階における様々な活動を各主体が実施し、これに参加いただくことで「みどりの市民力」を担う市民の輪を広げていきます。

このように「緑を守り創り育てるのは行政」という考えにこだわらず、市民を主体とした活動の輪を広げ、公園・樹林地・公共施設・民有地などでの活動の機会を通じて、協力体制をつくり出していきます。



概念図



(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり

【活動の現況】

- ・緑や自然に対する意識を高めていくために、市や(財)松戸みどりと花の基金では、みどりの市民力を高め、より多くの人に関心を持っていただくために、様々なイベント・講演会・コンクール・作品展などを実施しています。
- ・これらの行事には、多くの市民が参加しており、特に「緑と花のフェスティバル」は、緑にふれあう機会として市民に親しまれています。
- ・市民のボランティアに対する参加意欲は高いものの、活動のきっかけや情報が得られず、参加できないという状況もあります。

* (財)松戸みどりと花の基金
「広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、もって緑豊かな潤いと安らぎのある健康的で住みよいまちづくりを推進する」ことを目的に、平成2年3月に設立された財団法人。毎年4月29日に行われる、緑と花のフェスティバルや、愛護団体への助成などを行っている。

【現況からの課題】

- ・市民の求める情報を市民の手に届きやすくするために、緑・自然・景観・ボランティアに関する情報発信をさらに充実していくことが求められます。
- ・市内の緑・自然・景観を市民が楽しみ、五感で感じ、親しむことが、次のステップにつながる活動のきっかけとなることから、そのような機会を数多くしていくことが求められます。
- ・市民の緑の活動への意識・関心の高揚を図り、緑や緑化について考え、緑の活動へとつないでいくために、様々な緑に関するコンクールなどを行っていくことが求められます。

【施策の方向】

- 1) 緑や自然に関する情報の発信
- 2) 緑のイベントなどの開催
- 3) 緑の仲間づくり

【施策の展開】

1) 緑や自然に関する情報の発信

緑や自然・景観などに関わる市民の知りたい情報の提供を、様々な媒体を通じて積極的に行い、緑の情報発信に努めます。

また、市内の研究機関と連携して、緑の知識の集積を行うほか、市民からの緑に関する情報を収集し、広報・ホームページなど様々な媒体を通じて公表していきます。また、自然環境や緑についての調査や研究を行い状況を把握していきます。

● 広報まっどの活用

広報を活用し、積極的に緑や自然に関する情報の提供を行います。

● インターネットによる緑の情報発信

市のホームページを活用し、花の開花情報など時機にかなった情報の発信とともに、より広域の人々との交流の一つとして、松戸の緑・自然・歴史・緑の団体などを広くアピールしていきます。

あわせて、公園や街路樹を含む市内の緑に関する情報を収集整理し、緑を守り育てる各主体の取り組みを共有できる情報ネットワークシステムの構築を目指します。

● パンフレット・小冊子・機関紙・ビデオなどの作成

緑・自然・散策ルートなどの紹介パンフレットを作成し、緑の情報発信に努めます。

また、市内の緑や自然を紹介するビデオプログラムを作成し、市民へ貸し出したり、パークセンターや各公共施設のビデオ施設で放映します。

● 情報発信基地の充実

「21世紀の森と広場パークセンター」と「東松戸ゆいの花公園」を緑の情報発信基地として位置づけ、松戸の緑に関する各種情報の展示を行っておりますが、さらに緑に関する様々な資料を展示し、緑の知識の普及啓発に努めるとともに、資料や資材の充実を図っていきます。

● 研究機関との連携

千葉大学園芸学部などの市内の研究機関と連携して、緑の情報・知識の集積や発信をさらに充実していきます。

● 緑や自然に関する調査・研究

市内の緑の状況を把握し、良好な自然環境をより有効に活用するために、調査や研究などを行うとともに、その調査結果について市民に公表していきます。

● 緑のモニタリングの推進

市の緑の状況などの地域の身近な情報を収集するために、市民の参加による緑のモニタリングを進めます。



パークセンター内の展示



パークセンター内の図書コーナー

* モニタリング

時系列的に同一地点で同一対象物を調査することで、その対象物の変化や、将来の予測された状態への推移を観察すること。

2) 緑のイベントなどの開催

市民が緑や自然について知るきっかけづくりや、緑に関する活動への参加意欲を盛り上げることを目的に、現在行われている「緑と花のフェスティバル」や各種市内催物での緑に関する出展参加や 21 世紀の森と広場パークセンター主催の展示などのほか、ウォークラリー・体験型イベント・各種講習会を行っていきます。

*ウォークラリー
野外でコース図を頼りにチェックポイントを探し、問題に答えたりするゲーム。

●緑と花のフェスティバルなどの開催

自然に親しむと共にその恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを広めるために、「緑と花のフェスティバル」を中心としたイベントを市内の緑化関係者の参加と協力を得て行います。

●各種市内催物への出展参加

市内で行われる公共や民間の緑化関係以外のイベントで機会あるごとに、緑に関わる内容のパネルやパンフを出展し、市民に対し緑や自然の大切さについて訴えていきます。

●歴史や自然に親しむウォークラリーや体験型イベントの開催

市内の緑・自然・水辺の価値や、歴史の深さを体感してもらうためのウォークラリーを開催します。

また、緑・自然・人とのつながりを楽しみながら学べるイベントとして、農作業や樹林管理を体験できるイベントを開催します。

●各種コンクールの開催

市民の緑への興味を高め、積極的に活動を行っていただくために、各種の緑に関するコンクールを充実させていきます。

●市内イベントへの支援

個人や緑の団体が行う自然観察会や緑を楽しむイベントを支援し、将来にわたって活動が継続できるようにしていきます。



緑と花のフェスティバル



東葛里やまシンポジウム

3) 緑の仲間づくり

花や緑のまちづくりにおいて、個人ができることには限界があります。また、花や緑を楽しみながら活動するためには、個人で行うよりも、一緒に取り組む仲間がいることは大きな助けとなります。このような、ともに緑について考え、行動していく緑の仲間づくりを進めていきます。

●サークルの活動紹介の場づくり

21 世紀の森と広場パークセンターや自然観察舎、東松戸ゆいの花公園では緑や花に関するサークルの展示を受け入れ、活動を紹介していきます。

●緑や自然を愛する交流の場づくり

講演会やイベントにあわせて、緑や自然に関心がある市民が交流できる場づくりやサークル活動の支援を進めます。

(2) 緑や花を学ぶ機会の充実

【活動の現況】

- ・市では、緑や自然について理解を深める機会として各種講習会の実施や情報提供を行っています。また十分とはいえません。
- ・市民が身近に自然とふれあえることができる公開された樹林地が不足しています。
- ・子どもたちが学ぶ市内の小中学校などの教育機関や景観・環境・河川といった緑と関連性の高い部門との横断的な連携をより強化していくことが求められています。

【現況からの課題】

- ・緑や自然について理解を深め、実際に行動していく市民の自主的な活動を促進することが求められます。
- ・市民の緑に関する主体的な取り組みや活動の支援や、市民のスキルアップに必要な支援が求められます。
- ・市民が自主的に学習を深めるための図書や情報、学校教員や民間研究者・大学などの研究教育機関による学習の機会をさらに充実させていくことが求められます。
- ・樹林地や河川などの緑や自然とふれあい、学ぶことのできる場の確保と活用が必要です。
- ・松戸みどりの市民憲章に謳われているとおり、次代を担う子どもたちに郷土の緑や自然に対して理解を深めてもらえるよう、教育機関との連携が求められます。
- ・緑や自然に関連する環境・河川・景観部門との横断的な連携の強化が求められます。

【施策の方向】

- 1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実
- 2) 人材の育成と活用



巨樹古木めぐり



里やまボランティア入門講座

【施策の展開】

1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実

市民が緑や自然について学ぶことができるよう、プログラムや情報提供の充実やその支援に努めます。

●行政による緑を知る機会の充実

現状においても環境・河川・緑関連部門等による各種講座・学習会が開かれていますが、今後は相互連携のもと、市民ニーズに応じたテーマと初歩的な内容から幅広く実施していきます。

●学校との連携による総合学習の推進

学校との連携により、子どもたちに対する教育や親子で学ぶことができる学習プログラムの充実や機会の提供を図り、講習会・観察会などをより充実させていきます。

●大学などとの連携による連続講座の開催

千葉大学園芸学部などの市内の研究機関や民間研究者・小中学校教員と連携しながら、市民が参加することができる緑や自然に関する連続した講座の開設を働きかけ、充実させていきます。

2) 人材の育成と活用

緑を守り育てる活動を市民が担っていくことができるように、市民の緑や花に対する技術的な支援を行う仕組みづくりや、専門的知識を有する人材の発掘・育成を図ります。

●技術的なアドバイス制度の充実

市民に対する技術的な支援や指導を充実させていきます。このため、市民の花づくりや緑に関する質問に、対応できる相談室を充実させるほか、専門家の紹介や派遣を行います。

●講習会の開催

緑や自然への関心を高め、緑を守り育てる活動に取り組むことを目的に、各種の講習会や観察会などをより充実させていきます。



自然観察会



園芸教室での実習

●人材登録制度の整備

専門的な知識を持つ市民や一定のプログラムを修めた市民が活躍できる場をつくります。

(3)「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践

【活動の現況】

- ・良好な自然環境や樹林地を守ることを目的とした市民団体が活発に活動を行っています。
- ・公園・道路などの公有地、団地などの私有地を中心に花壇づくりが行われており、周辺の町会・自治会・市民団体・商店街などによって育てられ管理されています。
- ・自治会を中心とした町会・市民団体が、市内の街区公園などで清掃活動を行っています。
- ・公共施設や公園の整備により、多くの樹木が植栽されていますが、これらの維持管理にかかる市の負担は年々増加しており、満足のいく緑地の管理は困難な状況になりつつあります。管理の行き届かない緑に対しては景観上や防犯上の問題があります。
- ・(財)松戸みどりと花の基金では、公園や河川・樹林地などで緑の活動を行っている市民団体を「緑の愛護団体」として登録し、現在、36団体(平成18年度)が緑化や清掃などの活動を行っています。

【現況からの課題】

- ・市民・企業・行政による協力体制の推進や参画型コミュニティづくり、生涯学習の場づくりの一環として、市民や市民団体による公園緑地や河川・樹林地などの維持管理や都市緑化の推進が望まれます。
- ・工場や商店街・自治会などで緑の活動を行っている市民団体や、市内の自然環境や樹林地などの保護活動を行っている市民団体と協力し、緑の活動の活性化を図ることが望まれます。
- ・市民のボランティア活動への参加を促進するために、参加者の事情にあわせた柔軟な活動のプログラムづくりを行っていく必要があります。

【施策の方向】

- 1) 緑の地域活動の展開
- 2) 緑のボランティア活動の促進
- 3) コラボレーションによる緑づくり

【施策の展開】

1) 緑の地域活動の展開

緑に関する地域住民の活動の場や活動内容を広げ、緑に関する活動を行っている団体の育成や団体間の交流を、促進していくとともに里親制度(アダプト制度)などの仕組みを導入し、よりかわっている緑に愛着を持っていただけるよう努めます。

●緑に関する地域住民の活動内容の拡充

現在、公園・民有地・河川・道路などで行っている活動の場をさらに広げ、また、活動を行っている団体には、清掃や除草、軽度の剪定などの管理について協定を締結し、活動の場を単に緑の活動の場とするだけではなく、市民が美しいと思える空間としていくために、美化に協力していただけるように努めます。

●緑に関する地域住民の活動への積極的な支援

市民による様々な活動が市全体に展開できるように、緑に関する地域住民への支援を積極的に行っていきます。



緑の地域活動

2) 緑のボランティア活動の促進

市民が良好な緑とふれあえる機会を増やし、また、市民の生きがいや生活への充実感・達成感を持ってもらうために、活動に対する高い参加意欲を活かして、大規模公園・地域公園などや樹林地・河川などでの行動者を広く募り、実際に市民と企業など各主体と行政が力を合わせ行動し、みどりの市民力による行動の促進を図ります。

また、実際に活動している個人・団体の協力のもと、松戸市の自然や歴史についてより深く理解できるように支援し、自然と歴史の案内人をはじめとした自発的な行動の輪の広がりを通じ、市民が主体となったみどりの市民力の強化を図り、パイオニア(先導者)として活躍する場をつくります。

●「里やまボランティア活動」の促進

現在行われている樹林地をめぐる市民ボランティアの活動により、手入れがなされた樹林地では、山林所有者の協力のもとで市民への公開がなされつつあり、都市におけるコミュニティーの場として貴重な存在になっています。今後は入門講座などを通じて、さらに活動の広がりを支援することに努めます。

●「花いっぱい運動」の促進

緑に対する市民の関心はガーデニングの普及と相まって公共空間や私的な場所を問わず広がりをみせています。今後とも公共空間の場の確保など多方面における支援を行い、松戸の緑を質・量ともに増やせるよう努めます。

●「公園緑地ボランティア活動」の促進

市民に緑とふれあう機会をできるだけ多く持っていただくために、「公園緑地ボランティア活動」を促進します。参加者は、自主的に公園管理のプログラムに参加できるようにしていきます。

●「自然と歴史の案内人ボランティア活動」の促進

市民を対象に散策ルートの案内人として、「自然と歴史の案内人ボランティア」を育成します。案内人の方は、講習などの学習期間を経て、散策ルートの散策会などの際に案内人として活躍することができるプログラムをつくります。

3) コラボレーションによる緑づくり

緑の地域活動と緑のボランティア活動では、多くの人々が緑の担い手として多様なテーマへ興味・関心を持ち、活動の輪が広がっていくことが望めます。今後は、市民を中心とした自発的な各主体の活動をとおして創造的で自由な発想が生まれて、緑が地域の宝物として大きな役割を果たしていくことを目指し、市民、企業、行政、また市民団体、学校・大学などの各主体間における多様な緑のコラボレーションを目指していきます。

●「場」をつなぐコラボレーション

地域の特定の場所で行われている活動において、市内の他の場所での活動との連携が図れるよう「みどりの市民力」によって取り組んでいきます。「緑づくり」という普遍的なテーマにおいて、市域を超えた活動のひろがりを目指します。

●「主体」をつなぐコラボレーション

市民・企業・行政・市民団体・学校・大学・基金など、「みどりの市民力」を担う各主体が相互の理解と信頼関係の元で様々な主体の特徴を活かし、連携・協働することを目指します。

●「多様な活動」をつなぐコラボレーション

「緑の地域活動」「里やまボランティア活動」「花いっぱい運動」「公園緑地ボランティア活動」「自然と歴史の案内人ボランティア活動」をはじめとする様々な緑に関する活動や学校、企業、個人による活動、また自然の保全に関する活動などにおいて、情報共有と各主体間の交流を通じて、活動の成果を共に共有し、楽しむことのできる「緑のコラボレーション」を目指します。



緑のコラボレーションによる地域の緑づくり

松戸市で行われている主な緑のボランティア活動

●花いっぱい運動

花いっぱい運動は、市が花壇の整備や技術指導、花の苗や種の配布など支援を行い、市民の皆さんに維持管理をお願いし、街を花いっぱいにしようとする運動です。現在、87団体の皆さんが花いっぱい運動に参加しています。



●公園ボランティア

根木内歴史公園では、開園にあたり「活きた公園」づくりというテーマを掲げました。

活力があり、活発である公園を実現するために市民との協働で公園づくりを進め、目標や課題を市民と共有し相互理解を深めて、行政だけの運営・維持管理では行き届かない部分を市民の多様な情報・提案を生かすことで、広く市民に愛され活用される公園になることを目指しています。

「史跡講演会」「自然観察会」「ヨシ刈」等の活動を通じ、根木内城址の歴史的価値を理解し、樹林や湿地などの自然を良好に保つ活動を行い、多くの皆さんが楽しみながら関わられるような運営を目指しています。これからのモデルケースとして今後も継続発展させます。



●里やまボランティア活動

樹林地保全の活動を続ける里やまボランティア団体は現在、9団体（平成19年度末）あります。山林所有者からの場の提供を受け、定期的に森の整備や清掃活動等を行っています。



(4) 緑の体制のバックアップ

【活動の現況】

- ・これまでに述べてきた「きっかけづくり」「学習」「行動」の各段階は、単発で行われている状況です。
- ・そのような状況の中であって、「里やまボランティア入門講座」では、一連のプログラムが設定されており、さらに一定のプログラムを修了した参加者が、今度は里やまボランティアだけでなく、根木内歴史公園などの他の市民参加の事業の運営にかかわっており、特筆に値する活動であるといえます。
- ・企業の緑を守り育てる活動への参加は、ごく一部にとどまっています。
- ・基金では、普及啓発活動の他に市民の都市緑化活動に対する支援および奨励が行われていますが、基金の利息で行われる事業の資金不足が目立ち始めています。これらの事業については補助金に頼っているため、各事業の継続や拡大が困難な状況です。
- ・都市緑地法には、市民緑地を対象に維持・保全に携わることのできる「緑地管理機構」が制度化されており、基金はその登録対象となる資格を有しています。

【現況からの課題】

- ・「きっかけづくり」「学習」「行動」の各段階においてサポートしていくことが必要であるとともに、一貫したプログラムが重要です。
- ・今後も、一貫した市民が自らかかわる事業の推進やステップアップしていく流れが必要です。
- ・多様な主体間の連携を図ること、活動を結びつける働きが必要です。
- ・企業の緑を守り育てる活動への参加をより積極的に進めていくことが求められます。
- ・緑の事業の投資効果を最大にするため、基金のメリットを最大限に活かして、現行の基金の機能を向上させる必要があります。
- ・基金事業を積極的に広げていくために、新たな運営経費の導入を図るほか、基金を市民と市との接点として、さらに積極的に活用することが求められます。
- ・市内の貴重な樹林地の保全のため、基金の柔軟な資金運用の利点を活用し、緊急の樹林地の買い取りに役立てていくことが望まれます。

【施策の方向】

- 1) 緑の活動のネットワークづくり
- 2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実

【施策の展開】

1) 緑の活動ネットワークづくり

緑を守り育てる多様な活動を相乗的に高めていくために、それを推進している各主体によるネットワークの形成を促進します。

●緑の表彰制度の創設

市内の緑化や緑のまちづくりに多大な貢献をした市民・団体・企業を推薦し、今後も積極的に緑の活動を行ってくために、その取り組みを表彰する制度を創設します。

●中間支援組織との連携や団体間の交流の促進とネットワークづくり

現在の個々に活動している緑の団体を、互いに緑の技術への水準を高め合ったり、情報交換のできる関係へと発展させていきます。

●企業参加への働きかけ

緑のまちづくりに企業が積極的にかかわることができるように、企業所有の樹林地の開放や企業による支援などを働きかけていきます。

2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実

(財)松戸みどりと花の基金は、広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、緑豊かな、うるおいと安らぎのある健康的で住みよいまちづくりを推進することを目的としています。今後は、さらに中間支援組織として市民の活動のコーディネートや支援する機能の強化を図るとともに、緑化推進事業とボランティアの育成事業を中心として推進していきます。

●「民有緑地保全」の推進

市民緑地制度を導入し、「里やまボランティア」の協力により、管理が不十分で荒れている民有緑地の保全・再生を図ります。さらに、将来的には保護樹木の樹木診断などの維持管理を支援していきます。

●「みどりのボランティア」の育成・支援

民有緑地の保全を図るために、「里やまボランティア」の育成講座を充実させるとともに、市民と山林所有者との中間的な役割を果たしていくよう体制の強化を図ります。

また、地域における花壇づくりなどの活動を行うボランティアを支援し、地域の草花管理専門家である「(仮称)花づくりリーダー」の育成を進めます。

●金ヶ作育苗圃の再構築

「みどりのボランティア」の育成・支援の拠点としての機能を充実させるために、金ヶ作育苗圃の施設再構築を図ります。

●賛助会員制度の発展

賛助会員を基金のサポーターとして、その拡大を図ります。

●緑化に関する種々の情報発信

環境担当部との連携を図りながら、地球温暖化やヒートアイランド対策として有効な緑に関する情報提供などを進めます。

●基金の緑地管理機構化

緑地保全事業を支援していくために、基金を「緑地管理機構」としていきます。緑地保全事業は市民緑地、特別緑地保全地区の運営管理を主な事業とします。

花をテーマにした「東松戸ゆいの花公園」が開園しました。

■テーマ

「花」や「緑」は私たちにたくさんの恵みをもたらしてくれます。市内では「花」でまちづくりに参加しているボランティア団体が増えており、こうした方々のご活躍により、皆さんの身近な場所に、いつの間にかたくさんの「花」が咲いていることに気付かれる方も多いのではないのでしょうか。この「東松戸ゆいの花公園」では、このように「花でまちづくりに貢献しよう」という方々を後押ししていきます。「市民花壇」「花の講座・教室」等を通じて、「花」や「緑」とふれあいながら、市民が学び、活動できる公園として、皆さんとともに育てていきます。

松戸市ではこれまでも「花いっぱい運動」「里やまボランティア」、ここ最近では「根木内歴史公園ボランティア」などの事業を、市民の皆さんとの協働の中で進めてまいりましたが、このゆいの花公園では更に強固なパートナーシップで花と緑を守り、育て、新しい「松戸のまちづくり」につなげていきたいと考えています。

■概要

公園種別：特殊公園（植物園）

開園日：平成19年5月19日

面積：約1ha

付属施設：公園管理センター（マグノリアハウス）、花壇、ロックガーデン、バラのアーチ、芝生広場、トイレ、駐車場（40台）、駐輪場（20台）



■名前の由来

「ゆいの花」とは実際にある花ではありません。『市民一人ひとりが「花」によって結ばれ、「花」を通じて輪が広がり、心の潤いや安らぎを感じてもらえれば』という思いを「結（ゆ）いの花」という名に込めています。

■特色

- 1) 樹木の特徴を活かし、草花と併せ、四季を感じることができる植栽になっています。
- 2) 園路は一筆書きで歩けるように配し、その中には小高い丘を設け立体感を演出しています。
- 3) 皆さんが安心して快適に過ごせるよう、大きくてきれいな芝生広場があります。
- 4) 園内どこからでも見える位置に、景観に配慮をしたクラブハウスを設けています。
- 5) クラブハウスは、花の講習会、談話室、図書の閲覧等に使用できるようになっており、市内の花をめぐるコミュニティー活動の拠点を目指します。
- 6) 市民花壇を設置し、多くの市民が楽しく関われる運営・維持管理を目指します。

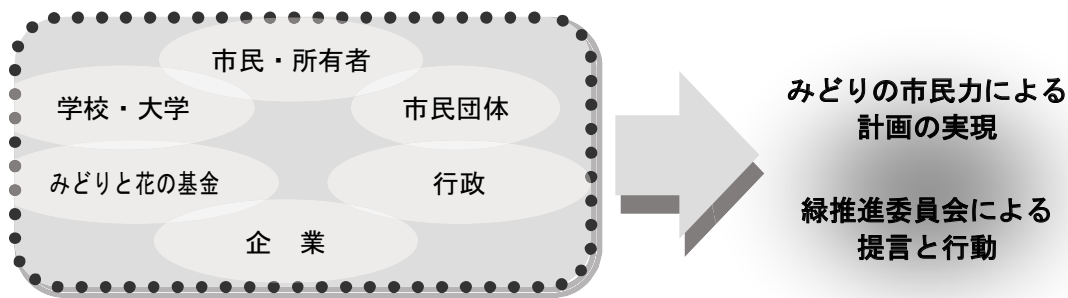
第3章

計画の実現に向けて

1 . 計画の推進を支える主体の役割の強化

緑づくりを総合的・計画的に推進し実現していくためには、公園緑地の整備や樹林地の保全などの施策のほかに、景観・都市計画・道路・河川・環境・防災などの関連施策と十分に連携を図り、市民・企業・行政など関係する主体すべてが一体となった協力体制のもとに本計画に記載されている事業を進めていく必要があります。

「都市の緑づくり」「11 のまちの緑づくり」「緑の担い手づくり」に係る基本方針や施策を踏まえ、各主体の役割の強化による体制づくりを目指します。



みどりの市民力に基づく各主体の協力体制

(1) これまでの取り組み

本市では、平成 10 年の緑の基本計画において、市民参加による計画の推進と見直しを実行する組織体制として、「(仮称)緑のまちづくり審議会」を新たに設置することを明記しています。これに基づき、平成 12 年7月に、公募の市民委員6名を含む「松戸市緑推進委員会」を設置しました。

緑推進委員会は、当初、市からの諮問事項の審議と行政への施策を提案する委員会でしたが、緑化や緑地保全に取り組んでいる市民活動団体の委員を加えたことを契機に、施策を審議するだけでなく、みずから提案した施策についてアクションプランまで作成し試行する委員会へと変わっていきました。さらに、樹林地保全施策や緑のパートナーシップ推進のための施策を検討する専門部会を自発的に設置し、議論と実践を重ね、「里やまボランティア入門講座」の企画・運営、松戸花壇づくりネットワーク支援、「緑と花のフェスティバル」への委員会としての出展による「みどりの市民憲章」の普及啓発など、多くの成果を上げてきました。

このことから、緑の基本計画を推進し、緑の将来像を実現していくためには、市民と行政の協働が必要であること、そして市民とともに緑のまちづくりを具現化する創意と熱意が重要であることが改めて確認されます。その中で市民と行政の中間的な存在である緑推進委員会が果たしてきた役割は極めて大きいものでありました。

また、「みどりの行動計画推進会議」は緑推進委員会や市民で構成され、松戸みどりの市民憲章のアクション・プランを推進していく運営組織として、平成 16 年に発足しました。これまでに、木や花の名札づけ、みどりのマップづくり、「緑と花のフェスティバル」での松戸みどりの市民憲章ステージ発表などを、市民とともに実施し、松戸みどりの市民憲章に謳われている「みどりと暮らす豊かさ」を大切に想う心を育てることに努めてきました。



「第四期緑推進委員会」の風景



「緑と花のフェスティバル 2005」のステージ発表



「木や花に名札をつけよう」の様子

(2) 主体の役割の強化

緑づくりのこれまでの取り組みを踏まえ、今後さらに総合的・計画的に推進し実現していくために、以下に掲げるそれぞれの主体の役割と相互の連携の強化による体制づくりを目指します。

1) 市民の取り組み

市民は緑のまちづくりの中心的役割を担うことから、緑に対する意識をより高め、様々な場面において積極的に参加していくことが求められます。特に樹林地や農地の土地所有者は、緑の果たす役割を認識し、緑の保全や開放を推進する施策に協力していくことが求められます。

これからも市民と行政が信頼関係に基づき、協働社会における「松戸の緑づくり」を進めていきます。

2) ボランティアやNPOなどの団体の取り組み

ボランティアやNPOなどの団体は、これまでの松戸市の緑づくりに大きな役割を果たしてきました。団体は主体性をもって活動し、緑づくりを積極的に推進することが期待されます。

さらに、独自の知識・経験をもったボランティアや NPO などの団体とともに積極的な人材育成を図り、緑に対する「関心層」を増やし、「理解層」「行動層」の協力を得て、計画を実現させていきます。

3) 企業の取り組み

企業は、地域の一員として、事業所の緑などの保全や創出を図るとともに、企業が有している樹林地の公開や市民・団体の活動の支援のほか、開発などの事業において緑の保全や緑化の推進に積極的に貢献していくことが求められます。

また、企業のもつ優れたノウハウや人材、資金を導入する仕組みを構築していきます。

4) 大学や学校の取り組み

大学や学校は、緑の保全や創出、意識啓発について地域との結びつきを強めるとともに、市民や団体の活動の支援や協力、行政へのアドバイスなどの役割が求められます。

5) (財) 松戸みどりと花の基金の取り組み

市民・団体・企業などの協力体制を確立し、緑化の推進や緑の担い手づくりなどの施策を実施していくために、中間支援組織である「松戸みどりと花の基金」の役割は重要です。

今後は、基金の拡充と強化を図るとともに、様々な緑づくりのための活動を支援していきます。

6) 行政の取り組み

緑づくりを総合的・計画的に推進し実現していくために、引き続き、公園緑地の整備や樹林地の保全などの施策を担うセクションを中心として、景観・都市計画・道路・河川・環境・防災などの関連施策と十分連携を図るとともに、教育機関とも連携を深め、前述の各主体を結ぶ役割の強化に努めていきます。

また、近隣市と連携して施策の発展と広域性を高めていきます。

7) 緑推進委員会の取り組み

緑推進委員会は、これまでの成果を踏まえながら、より多様な主体がみどりの市民力を担い、より広範な連携の仕組みづくりへと広がっていくような体制を強化していくことが求められます。

そのために、本計画の推進にあたり、特に重点的な施策における実現するための主体、方法、プロセス・仕組みやそれを保証する制度を含めた推進体制を確立するとともに、推進モデルを提示していくこととします。

あわせて、本委員会がこれまでに進めてきた手法として、先導的なプロジェクトの試行、委員会と行政に加え、委員会外部の市民団体等との連携と協働、担い手の発掘と育成を含めた継続的な取り組みの展開を基本とした委員会活動を継続していくものとします。

2 . 計画の推進を支える仕組みなどの充実

計画の推進を支えるためには、これまでの取り組みをさらに強化するとともに、計画の進行を把握し管理することが重要となります。

このために、以下に掲げる仕組みなどの充実を図ります。

(1) 試行的な取り組みの評価・継続

本計画を推進していくためには、新たな施策を試行し、評価し、継続性のある事業へ発展させていくことが重要となります。このプロセスの中では、市民の参加についての有効なプログラムの立案などによって、より大きな効果が期待できます。

これまで、この役割は行政と緑推進委員会が担ってきましたが、今後は新たな主体がかかわっていくための仕組みが必要となっています。

(2) みどりの市民力ネットワークづくり

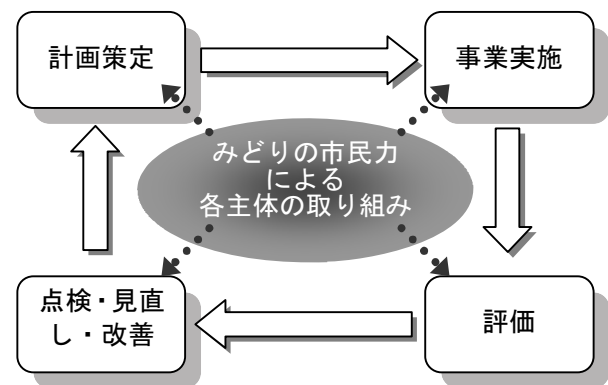
市内でこれまで進められてきた様々な取り組みや活動の集積を有効に活用し、また集積させていくように、広報やホームページなどを活用し、情報の発信と共有化を積極的に行いながら、各主体との多面的連携を図るためのネットワークづくりを進めます。

また、近隣市との連携によるシンポジウムや交流など、緑にかかわる広域連携を推進していくとともに、県や国への働きかけや市民の交流などを進めます。

(3) 緑施策の管理・評価と見直し

計画の推進に当たっては、計画、実行、評価、見直しの各段階において、みどりの市民力の各主体が一体となって行います。

この評価・見直しに当たっては、緑推進委員会への諮問を積極的に行い、計画の進捗状況の把握、市民との緑に対する意見調整を行うほか、市内の緑の状況を把握するため、調査などを実施していきます。



(4) 計画推進のための財源の確保と制度の活用

近年の社会情勢の変化により、行財政運営のための自主財源は減少傾向にあり、各事業の実施において財源の確保はますます厳しいものがあります。

本計画の実現にともなう各種事業の推進については、適切かつ確実に実施していくため、効率的・効果的な事業推進を図るために、国・県の補助制度の活用や財源の確保に努めるほか、PFI手法などの民間資金を導入する仕組みづくりなどに努めます。

また、本計画の実現には、従来から採用してきた各種制度を継承していくほか、緑の保全・創出に係わる新たな制度を積極的に検討し、各施策を実施していくために国および県などの関係機関へ協力を要請し、単独的なものから複合的な事業制度を導入し、目的に応じた制度を活用していきます。

松戸の木・花・鳥について

人と生き物が共生できる街を目指して、市の木4種類、市の花3種類、市の鳥3種類が制定されています。

●市の木



しい（里の木）



ユーカリ（国際交流の木）



さくら（街の木）



なし（郷土の木）

●市の花



つつじ（街の花）



あじさい（庭の花）



のぎく（里の花）

●市の鳥



ふくろう（森の鳥）



つばめ（街の鳥）



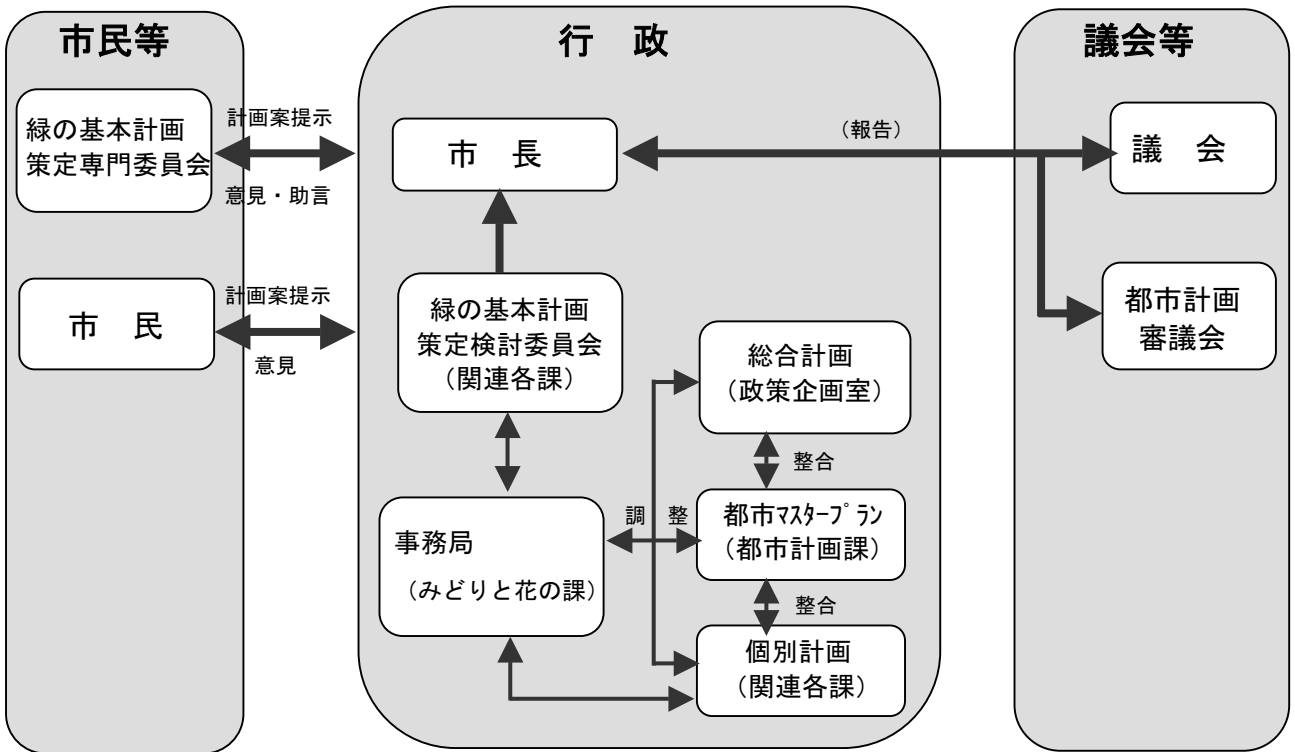
しらすぎ（水辺の鳥）

資料編

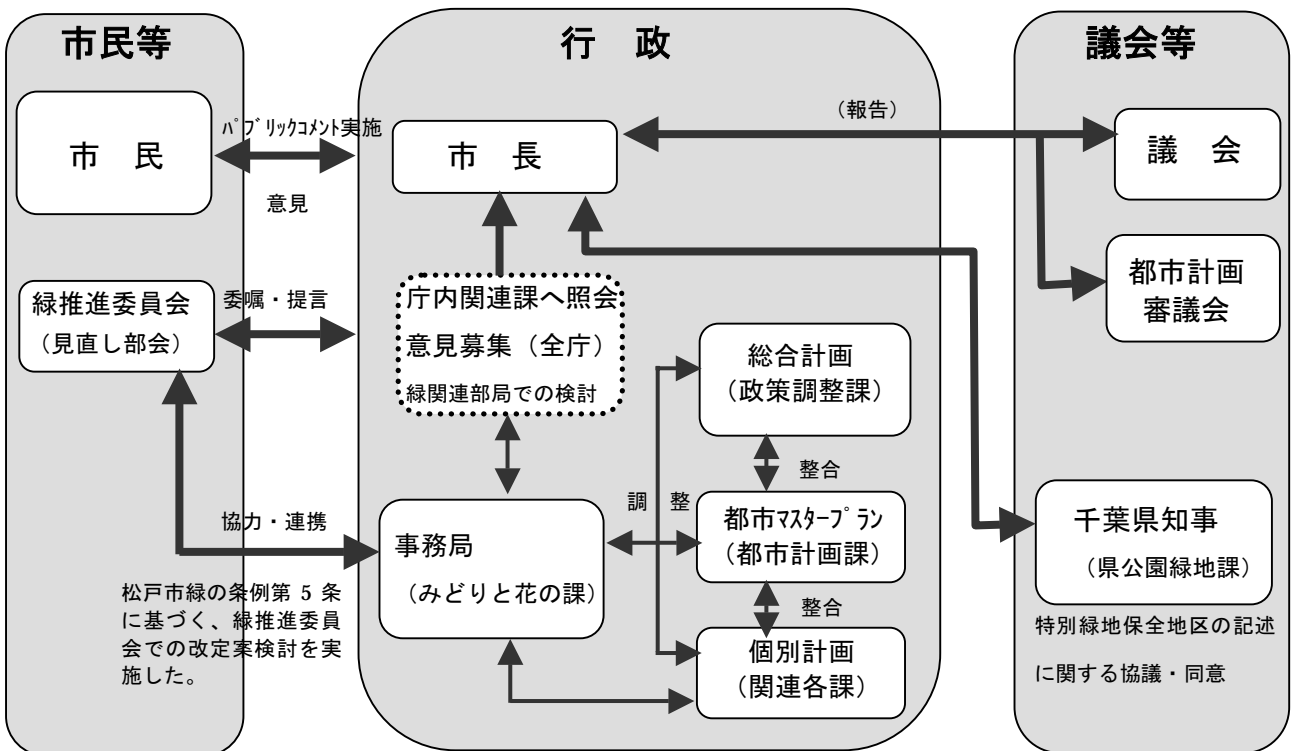
- 計画策定の体制
- 緑推進委員会の取り組みと基本計画の改定
- 計画策定専門委員会の構成
- 松戸市緑推進委員会の構成
- 都市公園や緑地などの種別
- 松戸市公園緑地年表

■ 計画策定の体制

平成 10 年度の当初策定時の体制



平成 20 年度の改定時の体制



■緑推進委員会の取り組みと基本計画の改定

平成 7年度	緑の現況調査の実施(航空写真判読による緑被状況の把握)
平成 10年度	松戸市緑の基本計画の決定・公表
平成 12年度	『松戸市緑を守る条例』を改正し、『松戸市緑の条例』に改める 『松戸市緑を守る条例』に基づく緑推進委員会を設置 第1期緑推進委員会委嘱(平成 12年7月～平成 14年6月任期)
平成 14年度	第1期緑推進委員会より『緑の松戸づくりに関する提言』提出 第2期緑推進委員会委嘱(平成 14年7月～平成 16年6月任期) 『松戸市の「市の木」「市の花」「市の鳥」を定める条例』を制定
平成 15年度	緑推進委員会を中心とした「里やまボランティア入門講座」の試行 「花壇づくり団体交流会」の実施
平成 16年度	第2期緑推進委員会より『みどりの松戸づくりに向けて』活動報告と提言提出 第3期緑推進委員会委嘱(平成 16年7月～平成 18年6月任期) 『松戸みどりの市民憲章』制定 都市緑地法の改正に伴い、『松戸市緑の条例』を一部改正
平成 17年度	基本計画改定に向け、緑の現況調査の実施(航空写真デジタル解析による緑被状況の把握) 『根木内歴史公園プロジェクト』発足、その後『根木内歴史公園サポーター・根っ子の会』に発展 みどりの行動計画『木や花に名札をつけよう』の立案と推進
平成 18年度	第3期緑推進委員会より『第3期委員会の活動報告と提言』提出 第4期緑推進委員会委嘱(平成 18年7月～平成 20年6月任期) 第4期緑推進委員会の主務として緑の基本計画改定に関わる検討を実施 みどりの行動計画『みどりのマップづくり』の立案と推進
平成 19年度	『松戸花壇づくりネットワーク』による東松戸ゆいの花公園ボランティア活動の実施 『緑の基本計画見直し部会』による見直し事項の提言に向けた検討(全7回開催) 『東葛里やまシンポジウム』の開催 市から『緑の基本計画改定素案』策定の報告と第4期緑推進委員会による承認
平成 20年度	第4期緑推進委員会より『第4期委員会の活動報告と提言』提出 第5期緑推進委員会委嘱(平成20年7月～平成22年6月任期) 『松戸市基本計画改定版(案)』によるパブリックコメントの実施 『松戸市基本計画改定版』公表予定

■計画策定専門委員会の構成(当初計画策定時(平成10年))

専門委員(4名)

役職	氏名	区分
会長	田代 順 孝	千葉大学大学院園芸学研究科教授
委員	田中 勝 利	自然保護関係者
委員	長江 曜 子	市 民
委員	賀来 佳 子	市 民

■松戸市緑推進委員会委員の構成（平成12年7月以降）

学識経験者		
役職名等	氏名	任期
千葉大学大学院園芸学研究科教授	田代 順 孝	第1期から第5期
千葉大学大学院園芸学研究科准教授	柳 井 重 人	第2期から第5期
山階鳥類研究所主任研究員	杉 森 文 夫	第1期から第3期
郷土史研究家	渡 辺 幸三郎	第1期から第2期
松戸史談会相談役	末 満 宗 治	第4期から第5期
山階鳥類研究所広報室長・研究員	平 岡 考	第4期から第5期
造 園 家(環境緑地)	賀 来 佳 子	第1期
新松戸郷土資料館館長	大 井 弘 好	第3期
関係団体の代表者		
役職名等	氏名	任期
松戸ふるさと森の会会長	吉 野 寅二郎	第1期から第5期
千葉県樹木医会	真 嶋 好 博	第2期から第5期
緑のネットワーク・まつど副代表	高 橋 盛 男	第3期から第5期
河南環境美化の会会長	高 橋 清	第3期から第5期
小金園芸品出荷協会役員	高 橋 昌 男	第3期から第4期
無農薬栽培研究会顧問	高 橋 巳一郎	第1期から第2期
松戸商工会議所工業部会代表	上 原 雅 二	第1期
江戸川フラワーボランティア団体代表	榎 本 孝 芳	第2期
松戸商工会議所商業部会代表	田 中 忠 行	第1期
松戸市市民農園連絡協議会	中 村 一 栄	第5期
松戸青年会議所	細 間 未佐緒	第2期
松戸市造園業協会	松 戸 栄	第1期
市 民 委 員		
役職名等	氏名	任期
市 民 委 員	川 上 和 子	第3期から第5期
市 民 委 員	鈴 木 正 明	第2期から第3期
市 民 委 員	三 嶋 秀 恒	第3期から第4期
市 民 委 員	山 下 正 徳	第4期から第5期
市 民 委 員	市 岡 慎 治	第1期
市 民 委 員	伊 藤 博	第1期
市 民 委 員	稲 葉 八 郎	第1期
市 民 委 員	管 博 嗣	第2期
市 民 委 員	桑 川 孝	第4期
市 民 委 員	渋 谷 孝 子	第2期
市 民 委 員	関 美 智 子	第1期
市 民 委 員	高 木 喜久雄	第3期
市 民 委 員	高 橋 千恵子	第1期
市 民 委 員	高 橋 盛 男	第2期
市 民 委 員	高 安 源 治	第2期
市 民 委 員	竹 林 清	第4期
市 民 委 員	田 島 由 子	第1期
市 民 委 員	中 嶋 敏 夫	第5期
市 民 委 員	流 尾 哲 也	第3期
市 民 委 員	野 坂 み よ	第5期
市 民 委 員	広 瀬 光 紀	第4期
市 民 委 員	武 笠 紀 子	第2期
市 民 委 員	森 滋 子	第3期
市 民 委 員	山 田 京 平	第5期
市 民 委 員	山 森 通 男	第5期

■都市公園や緑地などの種別

公園種別	内容	代表的な公園
街区公園	街区内（およそ半径 250 メートル）に住む人が利用できるよう配置された小規模な公園です。	相模台公園、二十世紀公園、南花島公園、古ヶ崎第 2 公園、あじさい公園、小金公園、八ヶ崎公園、ぺんぎん公園、しょうぶ公園、六実第 2 公園、もえぎの風公園
近隣公園	近隣（およそ半径 500 メートル）に住む人が利用できるよう配置された中規模の公園です。	松戸中央公園、小金原公園、栗ヶ沢公園、常盤平公園、柿ノ木台公園、新松戸中央公園、六実中央公園、金ヶ作自然公園、新松戸南公園、横須賀中央公園
地区公園	徒歩圏内に住む人が利用できるよう配置された大規模な公園です。	金ヶ作公園
総合公園	市民全体の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園です。	21 世紀の森と広場
運動公園	陸上競技場、野球場等を配置した、主に運動に利用することを目的とした公園です。	松戸運動公園
特殊公園	動物園、植物園や、史跡を公開するなど特殊な利用を目的とした公園です。	東松戸ゆいの花公園（植物園） 戸定が丘歴史公園（歴史公園） 大谷口歴史公園（歴史公園）
都市緑地	都市の自然環境の保全・改善及び景観の向上を目的とした緑地です。	江戸川左岸河川敷緑地

緑地種別	内容
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	都市における良好な自然環境を将来に継承するため、都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、建築行為など、一定の行為を制限し、現状凍結的に保全する緑地です。
市民緑地 (都市緑地法)	良好な生活環境形成を図るため、地方公共団体などが土地または人工地盤などの所有者と契約を締結することにより、都市の貴重な緑とオープンスペースを確保し、住民の利用に供するものです。
保全樹林地地区 (松戸市緑の条例)	市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するために市長が指定する地区で、指定期間は 3 年以上のものです。
特別保全樹林地地区 (松戸市緑の条例)	市長が潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地の存する土地の区域を指定するもので、指定期間は 10 年以上のものです。
保護樹木 (松戸市緑の条例)	市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するために市長が指定する樹木で、指定期間は 3 年以上のものです。
景観重要樹木 (景観法)	景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するものです。

■松戸市公園緑地年表

年	月	日	事	項
59	11	24	都市計画法適用 面積約 5,184ha	
17	5	8	都市計画決定 (用途地域及び道路)	
18	4	1	松戸市制施行	
30	12	26	都市計画公園決定	
31	3	26	都市計画公園第 1 号完成 (相模台公園)	
31	4	20	都市公園法制定 (法律第 79 号)	
32	6	1	自然公園法制定 (法律第 161 号)	
34	10	1	松戸市都市公園条例制定 (条例第 20 号)	
37	8	9	常盤平団地内 15 公園、旧住宅公団より移管	
41	11	30	松戸中央公園にテニスコート完成	
42	6	20	松戸中央公園にプール完成	
42	11		江戸川左岸河川敷緑地着工	
44	6		松戸運動公園着工	
45	4		花いっぱい運動始まる	
45	6	27	スズムシ配布始まる	
46	1	21	市の木、市の花指定 (市の木ユーカリ、市の花ツツジ)	
46	3	27	ユーカリ配布始まる	
46	5	20	ユーカリ交通公園開園	
46	6	11	小金原団地内 14 公園、旧住宅公団より移管	
46	6	30	松戸運動公園にプール完成	
46	7	31	松戸運動公園に武道館完成	
46	11	30	栗ヶ沢公園にテニスコート完成	
47	4	1	公園清掃町会委託始まる	
47	6	30	第 1 次都市公園等 5 カ年計画	
47	7	1	松戸市緑を守る条例制定 (条例第 39 号)	
47	7	1	保護地区及び保護樹木指定始まる	
47	8	20	松戸運動公園に野球場完成	
48	9	1	学校への巣箱作成委託始まる	
48	9	15	小金原公園に野鳥誘致園完成	
48	10		第 28 回国民体育大会庭球会場 (栗ヶ沢公園・金ヶ作公園)	
49	1	1	まちづくり指導要綱が実施される	
49	3		公共用地緑化推進事業始まる	
49	4	30	ユーカリ交通公園に D-51 広場完成	
49	6		金ヶ作育苗圃開設	
49	7	2	松戸運動公園に体育館完成	
51	8	31	第二次都市公園等整備 5 ケ年計画	
51	9	30	松戸運動公園に陸上競技場完成	
52	4	1	常盤平公園完成	
52	5	1	新松戸地区の土地区画整理により公園 11 ヶ所移管	
53	3	31	金ヶ作自然公園完成	
53	3	31	六実中央公園完成	
53	9	1	緑化推進モデル地区協定始まる	
55	1	1	新松戸南公園完成	
56	1	20	21 世紀の森と広場都市計画決定	
56	11	27	第三次都市公園等整備 5 ケ年計画	
61	11	28	第四次都市公園等整備 5 ケ年計画	
62	8	10	建設省「道の日」制定記念事業・「日本の道 100 選」に「常盤平さくら通り」が顕彰される	
62	11	20	戸定が丘歴史公園都市計画決定	
63	3		21 世紀の森と広場 (光と風の広場) 完成	
63	3		白井聖地公園の第 1 回公募開始	
63	9		公園便所の水洗化始まる	

年	月	日	事 項
H1	3		21世紀の森と広場（つどいの広場）完成
1	4	29	第1回緑と花のフェスティバル始まる
1	9		親しみのある並木道整備始まる
2	3	27	(財)まつど街と水辺の緑化基金設立
2	3		まこも池緑地完成
3	3		21世紀の森と広場（樹林観察区・みどりの里・野草園）完成
3	3		都市緑化推進計画策定
3	9		緑のリサイクル始まる
3	11	3	戸定が丘歴史公園開園
3	4	26	生産緑地法の改正（法律第39号）
4	11	24	新生産緑地法に基づく生産緑地地区の都市計画変更（671地区、約169,31ha）
5	4	29	21世紀の森と広場開園（約40,14ha）
5	6	30	都市公園法施行令改正（児童公園が街区公園に。都市林、広場公園）
6	6	24	都市緑地保全法改正（法律第40号）緑の基本計画位置づけられる
6	7	28	緑の政策大綱決定
6	10	9	21世紀の森と広場（自然生態園）供用開始（44,76ha）
6	11	30	読売新聞創刊120周年企画「新・日本街路樹百景」に「常盤平けやき通り」が選ばれる
6	12	9	柿ノ木台公園を近隣公園として計画変更
7	3	24	21世紀の森と広場の自然観察舎が平成6年度千葉県優良施策実施市町村表彰
7	4	19	都市緑地保全法改正。市民緑地、緑地管理機構、緑地協定創設。
7	5		21世紀の森と広場が日本都市計画学会賞を受賞する
8	3		白井聖地公園の建設事業完了
9	4	6	大谷口歴史公園開園
10	12	17	松戸市緑の基本計画が決定される
11	4	1	まちづくり指導要綱改定
11	10	11	柿ノ木台公園を近隣公園として供用開始
12	7	1	「松戸市緑を守る条例」を改正し、「松戸市緑の条例」に改める
12	7	1	「松戸市緑の条例」に基づく緑推進委員会を設置
12	7	1	特別保全樹林地区制度の創設
13	2	1	市民農園設置推進要綱の創設
13	3	30	21世紀の森と広場（木もれ陽の森）供用開始（約49,96ha）
13	12	20	松戸市における宅地開発事業等に関する条例（条例第35号）制定
14	4	1	松戸市の市の木、市の花、市の鳥を定める条例を制定
14	5	12	ふるさと森の会設立（市内山林所有者の会）
15	3	10	ちば・ふれあいのみどり100選に江戸川沿いの斜面林(市川市境～千葉大)と21世紀の森と広場が選定される
16	6	18	都市緑地保全法が都市緑地法として生まれ変わり、都市公園法と併せて一部改正（法第109号、法第111号）
16	6	30	「関東の富士見100景」に戸定が丘歴史公園が選定される
16	10	1	「松戸みどりの市民憲章」制定
16	12	24	都市公園法及び都市緑地法の改正に伴い、松戸市都市公園条例及び松戸市緑の条例を一部改正
17	4	1	財団法人「まつど街と水辺の緑化基金」が「松戸みどりと花の基金」に名称を変更
17	9	29	(財)都市緑化基金の第25回緑の都市賞において、緑の都市づくり部門で「都市緑化基金会長賞」を松戸市が受賞
18	4	1	報償制度による「地域住民による公園等の管理作業（公園清掃）」が始まる
18	4	1	松戸市緑地保全基金条例の制定
18	4	22	根木内歴史公園開園
18	7	15	戸定が丘歴史公園内の旧徳川家松戸戸定邸が国の重要文化財（建造物）に指定される
19	2	16	「日本の歴史公園100選」に戸定が丘歴史公園が選定される
19	5	19	東松戸ゆいの花公園開園

松戸市緑の基本計画 改定版（案）
暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸
.....

●発行●
平成 20 年 月

●編集・発行●
松戸市都市整備本部 都市緑花担当部 みどりと花の課
〒271-8588 松戸市根本 387-5
TEL 047-366-7378 FAX 047-368-9595 E-mail mcmidori@city.matsudo.chiba.jp